

新型コロナ感染の拡大局面における公明党の戦いを紹介

—— 国民の生活、経済、いのちを守りぬく ——



国内初の緊急事態宣言が発令

2020年4月7日、新型コロナウイルスの感染拡大を受けて、東京、神奈川、埼玉、千葉、大阪、兵庫、福岡の7都府県を対象に新型インフルエンザ特措法に基づく「緊急事態宣言」が発令されました。発令に先立ち衆参両院の議院運営委員会は安倍晋三首相(当時)から事前報告を聴取し、質疑を行いました。参院では公明党から私が質問に立ちました。

質疑においては、国民が雇用、賃金の面で大変な苦境に立たされ、将来に不安を抱えている状況を力説し、中小企業・小規模事業者も存続の危機を迎えていると指摘。「国民、事業者にとって、新型コロナウイルスの収束までの間に重要なのは手元資金だ」として、必要な対応を求めました。同日夕刻に開催された臨時閣議では、無利子、無担保、五年間元本据え置きという総額45兆

円を超える資金繰り支援をはじめとする、雇用の維持と事業継続の強力な支援策、感染拡大防止策、医療提供体制の整備をはじめとする「緊急経済対策」が決定されました。

その後、緊急事態宣言は4月16日に全国に拡大。5月25日に緊急事態宣言が解除されるにあたり、再度質問に立ちました。

そこでは、山口那津男公明党代表が実現を迫った「所得制限を設けず、全国民に一律10万円を給付」する案で政府内の調整が進んでいることを評価しながら、国民の暮らしを守り抜くこと、不足する医療資機材を政府の責任で確保すること、更には対策の正面に立つ自治体に対して、財政面も含めた十分な支援を行うよう求めました。

6月に入り、新規感染者数は落ち着きを見せたものの休業者が600万人に迫るなど、雇用への不安が高まりを見せました

休業手当の臨時特例支給の対象について具体的に質問

6月16日の参院厚生労働委員会では、新型コロナウイルスの影響で休業扱いとなったにもかかわらず、休業手当を受け取れない労働者を対象に支援金を給付する雇用保険法の臨時特例法などについて質問。

休業支援金について、雇用保険に未加入の労働者も対象になることに触れ、パートやアルバイトなどで、複数の勤務先を掛け持ちしている場合は「全ての事業所分が支給されるとの理解でよいか」ただしました。

厚労省は「新たな支援金の支給対象としたい」と表明。既存の制度からこぼれ落ちてしまう労働者に対する新たな救済策が適用されることになりました。



住居確保給付金の申請が急増

生活相談支援の状況を聴く／千葉・市川市

7月3日、公明党生活支援プロジェクトチームの山本香苗座長らとともに千葉県市川市役所を訪れ、市の委託を受けて生活困窮者らの支援に当たる「生活サポートセンターそら」の職員や市の担当者から、新型コロナウイルス感染症の影響で生活不安を抱える住民の相談支援などの状況説明を受けました。

市川市では、家賃相当額を支援する住居確保給付金の申請が急増しており、住まいを失う恐れがある人が目立って増えていると報告。

同センターの主任相談支援員は、コロナ禍で各種の生活支援策がマスコミで取り上げられ「相談ニーズの掘り起こしが進んだ」と述べ、就労の場や居場所づくりの重要性が高まっていると指摘。

相談に訪れる人の中には、経済的困窮だけではない、さまざまな課題を抱えるケースがあるとして、高齢者や

障がい者、児童など「各分野の機関と連携して対応に当たれるかが、今後の地域共生社会づくりの試金石になる」と語りました。山本座長からは「急増する支援ニーズに対応するためには体制強化が必要だ。国の令和2年度第2次補正予算などを活用して地方議員と連携して早急に取り組みたい」と応じました。

